【特記仕様書８】

門真市立門真はすはな中学校 植栽管理業務

特記仕様書

門真市教育委員会事務局

教育部　教育総務課

1　樹木剪定

⑴ 専門技術者による樹木剪定を実施する。（年２回）

⑵ 病害虫による被害のある枝葉で、その生育及び感染して他の樹木の生育に害を及ぼす恐れのあるものは剪定する。

⑶ 樹勢を衰弱させる徒長枝、土用芽、幹吹き等は剪定し、また対生枝や重枝はそのままにしないで、原則として互生にする。

⑷ 枝の方向性を考慮し、同一方向のみに向けないよう、また、重ならないように剪定する。

⑸ 樹種固有の性質に逆らって伸びた枝や乱れ枝は剪定すること。

⑹ 樹冠を一定の形に維持もしくは縮小する場合、枝の先端を切り詰めることはしないで、長い枝の途中から分かれている短い方を残し、その付け根から切り取ること。強い枝は短く、弱い枝は長くすることを基本とする。

⑺ 古枝で先端部が大きいこぶとなっているもの、又割れ、腐れ等がある場合は古枝の途中の良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端枝を切り取り、若い枝と切り返すものとする。ただし、切り取りは毎年同じ枝の同じ位置で切らないものとする。

⑻ 剪定順序としては、頂上枝から始めて下方枝に進んでいくようにする。

⑼ 敷地外（学校外）へ出た枝・枯葉等は、適宜剪定・清掃する等、対応すること。

⑽ 剪定枝を落下させる時は、樹木下の安全を十分に確認すること。

⑾ 剪定枝は速やかに後片付けを行うこと。

業務実施予定については、学校管理担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。

2　散水業務

⑴ 樹種・季節に合わせた散水業務を実施する。（月１回）

⑵ 夏季の重点時期（７月から９月間）においては、週１回程度とする。

⑶ 所定灌水量を全面に行き渡る散水をする。

⑷ 灌水時間については、下記は日中を避け朝又は夕方に行う。冬季は日中に行うこと。

業務実施予定については、学校管理担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。

3　除草・伐採・伐根業務

⑴ 専門技術者による除草・伐採・伐根を実施する（年１回）

⑵ 樹木剪定とは別に枯葉落葉の清掃については、散水業務時状況を確認し学校管理責任者と協議し実施時期を決定する。（年２回）

⑶ 雑草の根を残さないよう根ごと取り除く。

⑷ 底木、花壇内等の除草に際しては、周囲の植栽等に損傷を与えないように注意すること。

⑸ 伐採に際しては、周りの木を傷つけないように注意深く伐採すること。

⑹ 伐根に際しては、残根させないよう取り除くこと。

⑺ 伐採、伐根した木等は細かく切断すること。

⑻ 作業時は十分な安全管理を行うこと。

業務実施予定については、学校管理担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。

4　薬剤散布業務

⑴ 専門技術者による薬剤散布を実施する。（年２回）

⑵ 薬剤の使用にあたっては、使用前に学校管理担当者の承諾を受けたものとする。作業中は築物の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ることし、歩行者などにも十分留意し作業を行うこと。

⑶ 必要に応じて近隣住民への周知などを行うこと。

⑷ 散布は薬剤の効力を十分発揮させるため、気象条件等には特に考慮して散布すること。

⑸ 散布作業は、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等、完全なものを着用すること。

⑹ 材料（薬剤、展着剤）は、効力の維持、安全性を考慮し保管すること。

⑺ 散布は四方より樹木全体にかけ残しのないよう十分掛けること。

⑻ 散布時期については、害虫発生時期に合わせ状況確認及び学校関係者と調整を行う。緊急を要する害虫発生時の場合、速やかに処理対策をすること。

⑼ 付近の学校施設、備品等や隣接する敷地（特に北側）内に対して薬剤を散布し汚染することのないよう、風向きの確認や養生等、万全の対策をとること。

業務実施予定については、学校管理担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。

5　施肥業務

⑴ 専門技術者による施肥を実施する。

⑵ 表面施肥は、枝葉に肥料が付着しないよう行うこと。

⑶ 地被の施肥は、散布ムラのないよう均一に行うこと。

⑷ 作業時は十分な安全管理を行うこと。

業務実施予定については、学校管理担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。